

Title	〔商法一四五〕 実質的には個人企業である株式会社の営業譲渡 (東京地裁昭和四五年一〇月二七日判決)
Sub Title	
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Koichiro) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1975
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.48, No.5 (1975. 5) ,p.94- 98
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19750515-0094

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 一四五〕 実質的には個人企業である株式会社の営業譲渡

〔土地建物登記抹消・引渡・損害賠償請求事件
東京地裁昭二九(九)七七七号昭和四五年一月二七日判決〕
下級民集二二卷九・一〇号・一三八一頁

〔判示事項〕

- 一 いわゆる個人会社の代表取締役が株主総会の特別決議を経ないでした営業譲渡契約の効力
- 二 銀行が貸付金債権回収のため製糸会社から営業を譲り受けたる行為の銀行法五条違反の有無

〔参照条文〕

商法二四五条、同三四三条、銀行法五条

〔事実〕

本件は、当事者も多数であり、事案も錯綜しているが、事実関係の骨子を摘示すれば次のとおりである。すなわち、被告Y₁銀行は、原告X会社(製糸業)に対して多額の貸付金債権を有し、X会社の工場財団およびその他の土地建物につき根抵当権を有していたが、右債権回収のために抵当権を実行することはX会社・Y₁銀行の双方にとって不利益であるということになつて、Y₁銀行は、新会社を設立

し、この新会社にXから工場を買取らせ、製糸業を経営させることにし、この買取代金をもつてXの債務に内入弁済する案を立て、X・Y₁双方協議の結果、X会社の有する工場のうち一つをのこして、その他の各工場をY₁銀行がXの全債務の給付に代えて譲受けることとして、代物弁済契約を締結した。そして、Y₁銀行は、Xから右契約の履行を受けたが、譲受けた各物件を同銀行の財産台帳に記帳することなく、また、Xに対する債権をただちに抹消する措置もとらずに、工場土地建物をそれぞれY₂会社およびY₃会社に売却し、中間省略の方式でY₂・Y₃のために所有権移転登記と引渡をなすとともに右両会社に代金同額の金員を貸付けて、代金の支払をうけ、右支払を受けた代金をX会社の債務に充当したこととし、帳簿上、X会社に対する債権を抹消した。その後、Y₂会社およびY₃会社は、それぞれ製糸業を継続して営んで来ている。

X会社は本件訴を提起し、登記の抹消、物件の引渡および損害賠

償の請求をなした。その請求の原因としてXの主張するところも多岐にわたるが、判旨において特に問題とされている点は次の二点である。すなわち、本件代物弁済契約によつて譲渡されるものは、工場土地建物のほか、営業権・製糸免許権・購置地盤その他一切の権益であり、そしてこれらが従前営業権の行われていたままの状態において一括して譲渡するというのであつて、右譲渡はいわゆる営業譲渡にあたり、したがつて、X会社の株主総会における特別決議のない本件においては、右契約は無効であるという点、ならびに、本件営業の譲受は、Y₁銀行の目的外の行為であるから無効であるという点である。

これに対して、Y₁銀行は、本件契約が営業譲渡にあたるという点を争うとともに、X会社は代表取締役Aの一人会社であつて、契約後五年間Aみずから本件措置を承認して来ながら、土地価格の異常な値上りを奇貨として、右AがX会社を代表し無効を主張することは権利の濫用にあたり、さらに、総会決議は会社内部の意思決定手段であるにすぎないから、一人会社において右手続履践の事実の不存在を主張することは許されないものと主張し、また、本件代物弁済契約は債権回収の一方法にすぎず、Y₁銀行の目的の範囲に属する通常の業務であるものと主張した。

〔判旨〕 Xの請求棄却。

「本件の譲渡契約当時、原告X会社においては、株式会社としてのその意思決定およびその職務執行等につき、法定の方法を遵守していた形跡は全くなく、AがX会社を意のままに動かせる支配的

な地位にあり、A以外の株主名簿上株主とされている者は全く形式上のものにすぎず、実質はA一人が全株式を所有していたものにはかならず、X会社の実体はAの個人企業であつたことを窺知するに難くないうえ、譲渡契約締結後も同人の意思のみにもとづいて契約は円満に履行され、本件訴を提起するまで、右契約の有効を前提とする事実上ならびに法律上の行為が約四年間に亘り形成されて来たのにその効力が問題とされることは内部においても外部においてもなかつたのである。かかる場合単に本件譲渡契約の当事者がA個人ではなく、株式会社であるXであつたとの一事によつて直ちにその特別決議不存在を根拠に右契約の無効を主張することが軽々に許されるものとは考えられない。むしろ、XとA個人とは実質上同一人格に等しく、A個人とは別個のX会社の人格を考へるまでもないものというべく、X会社の名で締結された本件営業譲渡契約もAにおいて契約したものに等しく、同人一人の意思決定以上に出るものではなく、右譲渡契約に関する同会社株主総会の特別決議はA一人の意思決定を以ておき代へることができると解してもさしつかえないものと考えられる。従つて本件営業譲渡契約は原告X会社の株主総会の特別決議を経ないとしてもなお有効であると解するのが相当である。」

「株式会社たる被告Y₁銀行は、定款所定の業務のみならず、その業務の遂行に必要なものも、その営業目的としてなしうることは明らかといえるが、別に銀行業務の公共性に基づき、本来の銀行業務およびその附随業務のほかは、銀行法五条によつて、同条所定の業

務以外の他の営業は一切禁止されているのであるから、Y銀行が製糸等の営業を営む目的で、X会社からその営業を譲受けたとするならば、それは、右法条が強行法規である点にかんがみ無効といわなければならない」が、しかし本件譲受は、「その真の目的は、X会社に対する債権の回収にあつたといふべく、その債権回収の一方方法として右の各工場を譲受ける形式を採用したとみるのが相当といふべきであるから、これは、Y銀行の本来の銀行業務に附随した業務に含まれると解しうるのみでなく、銀行法五条に違反する行為にもあたらない。」

〔研究〕 結論的賛成。

一 商法は、多数の投資家が資本を集約し、所有と経営の分離という理念にもとづいて運営される株式会社を念頭において種々の規制を加えているが、実際には、それらの法規制の対象たるにふさわしくない株式会社型態の企業が多数存在している。そして、それらの会社においては、現に商法の規定が遵守されない場合が往々にしてある。その場合に、いかに実質が商法の規制対象たるにふさわしくないものであるとしても、それが株式会社として公示され社会的に企業活動をおこなう以上、法の不遵守から生ずる効果は、原則としてこれを避けることはできないものである。ところが、場合によつては、法の不遵守から生ずる効果を、かえつて会社の側から自己の有利に主張するということが生ずる。殊に、企業の実質を知悉し、いわばその実質に即して取引をおこなつた相手方にとつては、後になつて株式会社の法形式により抗弁されることは、不測の不利

益をこうむることもなりかねない。このような場合に、株式会社という法形式のみに着目して法の規制を強行することは、かえつて法の真の目的に背馳することにも結びつきうるであらう。

本件は、実質的な個人企業における会社の営業の重要な一部譲渡のケースであるが、商法は、株式会社における営業譲渡につき、所有と経営の分離の下での会社ひいては株主の利益を保護するために、総会の特別決議をその要件としている(二四五条)。しかしながら、実質的な個人企業においては、右の法規の根拠となるような所有と経営の分離はなく、したがつて、第三者の利益を犠牲性にしまで会社株主の利益の保護をはかる理由はないものといえよう。

問題は、このような場合に、いかなる法理的構成によつて真に責任を負うべき者に法的責任を負わしめるかであるが、本判決は、X会社と代表取締役Aとが実質上同一人格に等しいということと理由として、X会社の株主総会特別決議はA一人の意思決定をもつておき代えることができるものと判示する。このうち、X会社という法人とAという自然人との実質的な人格の同一性を説示する部分は、本判決の採る法理がいわゆる法人人格否認であることを示しているようにも解される。

会社名義の債権を代表取締役個人が他に譲渡し、後に会社がその債権譲渡行為の効力を争つた事案について、千葉地裁昭和三五年一月三〇日判決および最高裁昭和四七年三月九日判決は、ともに法人人格否認の法理によつて右行為の効力を肯定している。これらの判決を、会社における手続の欠缺が会社側からの抗弁としては認められ

なかつた事例としてとらえるかぎり、本件事案についての先例と解することもできるかもしれない。しかし、見逃がされてはならない点は、右の二つの判決は、ともに、法人格否認の法理によつて、会社名義の債権が実質的には代表取締役個人の有する債権にほかならないものとしてゐることである。

法人格否認の法理については、リーディングケースである最高裁昭和四四年二月二七日判決⁽³⁾は、法人格が形骸にすぎない場合および法律の適用を回避するために濫用された場合という二つの標識に照らして判断した上で、その形骸化し、濫用された会社の法人格を否認する。右の二つの判決は、まさにそのようにして実質的な債権の帰属を判断しているのであるが、これに対して、本件においては、譲渡の目的物が会社の営業であることを前提とした上で、法定手続を欠く会社のなした営業譲渡行為の効力を認めようとするものであるから、厳密な意味では、ここではならぬ会社の法人格は否認されてはいいのである。その後、最高裁は、積極的に会社の法人格を否定する場合ばかりでなく、新旧二つの会社の法人格の同一性を認める場合にまで法人格否認の法理の射程範囲を拡張してきているけれども、本件のようなケースは、その範囲外のもので解すべきであらう。なぜなら、個人企業ということと法人格の形骸化・濫用ということとはまったく異なる事柄であり、本件においては、営業財産の実質的帰属主体が会社であるという事実に関しては、取引の相手方であるY銀行等からもならぬ疑われてはいいのである。

これを判決理由に即していえば、もし本件判決が法人格否認の法

理の応用であるとするならば、結局は本件契約をA個人の財産の譲渡行為と見ることになるべきであつて、その場合には、株主総会の特別決議の有無ということがそもそも問題にならないはずである。しかるに、判決理由では、本件契約が会社の営業譲渡行為であることを前提として、A一人の意思決定をもつて総会の特別決議に代えるものとしてゐるのである。このような結論は、株主総会という会社機関の意思とAという株主個人の意思との同一性からのみ導き出しうるものであつて、会社と代表取締役との人格的同一性ということとはなんの関わりもないものである。これを法的にいいかえれば、法人格否認の法理ではなくて、一人会社の法理の応用からのみ導き出しうるということである。いわゆる一人会社は、株式会社について現代の多数の学説がその存在を認めており、会社が一人会社であるということ自体は、ならぬ人格が同一化することではない。

いわゆる一人会社において、その株主が代表取締役を兼ねる場合には、総会招集手続はこれを必要としないものと解されている⁽³⁾。したがつて、その場合には、その株主の意思決定により株主総会決議を構成しうることとなる。ただし、以上の法理は、形式的にも一人会社すなわち株主が名義上もただ一人である場合には直接に妥当するが、他に名簿上の株主が存在する場合には、招集手続の不履行ないし瑕疵は、会社内部の問題としては、決議不存在的しは取消の原因となるものと解すべきであらう。なぜなら、株主名簿制度それ自体が、そもそも実質的な株式の帰属のためのものではなく、形式

的な会社の手続要件としてのものであるからである。ただ、名義上の株主からの訴によつて決議の不存在が確認され、あるいは取消されたとしても、実質的には一人会社であり、かつその実質的株主が当該行為をなしたは承認している場合には、会社の側から決議の瑕疵を主張することはできないものといふべきである。

本件においては、被告の側からX会社が実質的に一人会社であることの主張をしている。判決理由では表現が不明確ではあるが、本件契約後約四年間たつてもA以外には総会決議の瑕疵を主張する株主のいなかつた点が、右主張にそう認定を示すものであるといえよう。いずれにしても、本件判旨第一点は一人社法の法理から導き出されるべき結論であり、したがつて、X会社とA個人とが実質的に同一人格に等しいという認定はピント外れといわざるをえない。

二 会社における定款所定の目的は、会社の権利能力(特别的権利能力)の範囲を劃するものと解される(民法四三条)。これに対して、銀行法五条は、営業についての禁止規定である。すなわち、定款所定の目的との関係では、Y₁銀行が製糸営業財産の権利主体たりうるかどうかという問題が生じ、他方、銀行法五条との関係では、右銀行が製糸営業をなすことが禁じられるのであつて、両者はまったく次元を異にする問題である。

特别的権利能力の範囲の問題としては、銀行は、一般に債権回収のために、あるいは担保権の実行として、あるいは代物弁済として、製糸営業財産を取得することもありうるのであつて、Y₁銀行が本件営業を譲受けその所有者となることにつき格別の問題はないであらう。

一方、銀行法五条との関係では、Y₁銀行が製糸営業をなしているかどうかということが問題になるだけであつて、営業財産の譲受行為そのものの効力は問題外である。本判決は、Y₁銀行が製糸業の営業を営む目的でX会社からその営業を譲受けたとするならば、それは銀行法五条違反で無効となるといふが、いかなる動機で財産を譲受けようとも、実際に製糸営業をなすことを禁ずるといふのが同条の趣旨であつて、譲受行為の効力には同条は直接の影響は及ぼさない。営業譲渡行為にとつて、譲受人の営業継続の意思は、その動機をなすにとどまり、法律行為の目的をなすものではないのである。したがつて、銀行法五条を効力規定と解するかぎりにおいては、営業行為の効力が問題となるだけである。ただ、営業継続の目的で営業財産を譲受けながら、銀行法五条によつて営業がなしえないといふことは、結果的には銀行の役員に結びつく事柄ではあらう。

(1) 下級民集一一卷一号一九四頁。

(2) 判時六六三三零八八頁。

(3) 民集二三卷二五五一一頁。

(4) 最判昭四八・一〇・二六民集二七卷九号一二四〇頁。

(5) 米津・法研四四卷三三二〇一頁。

(6) 学説の詳細については、高木・注釈民法(二)一〇三頁以下。